

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に日々雇入れられる者（以下「日雇労働者」という。）として雇用され、C所在のD会社E工事において、コンクリート打設作業等に従事していた。

2 請求人によれば、雇用された日、コンクリートの打設現場において、ブラシを用いて、不要な生コンクリートを取り除く作業に従事していたところ、誤って生コンクリートに接触し負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、本件災害当日は終業時刻まで勤務したが、翌〇日、Fクリニックに受診し、「右上肢及び両下肢挫創（多発）、両下肢蜂窩織炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長が、給付基礎日額を〇円として、これを支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が当該給付基礎日額を不服として本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

休業補償給付に関する本件処分における給付基礎日額が監督署長において算定した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされているが、日雇労働者の平均賃金は、同条第7項において、厚生労働大臣が定める金額とすることとされている。具体的には、昭和38年10月11日付け労働省告示第52号（以下「告示第52号」という。）により、①平均賃金を算定すべき理由の発生した日（以下「算定事由発生日」という。）以前1か月間（以下「算定期間」という。）に当該日雇労働者が当該事業場において使用された期間がある場合には、その期間中に当該日雇労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間中に当該日雇労働者が当該事業場において労働した日数で除した金額の100分の73とし（第1号）、②①によって算定し得ない場合には、算定期間に当該事業場において同一業務に従事した日雇労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間中にこれらの日雇労働者が当該事業場において労働した総日数で除した金額の100分の73とし（第2号）、③①及び②により算定し得ない場合又は当該日雇労働者若しくは当該使用者が①及び②により算定することを不相当と認め申請した場合には、都道府県労働局長が定める金額とする（第3号）などとされている。
- (2) 監督署長は、請求人の給付基礎日額の算定に当たり、算定期間である本件災害以前1か月間において、請求人には会社での就労実績がなかったとして、告示第52号第1号ではなく同第2号を適用し、算定期間において、請求人と同一の業務に従事した会社の日雇労働者に対して支払われた賃金総額やその労働

日数を基に請求人の平均賃金を算出し、給付基礎日額を〇円と算定している。

この点、請求人は、算定事由発生日である本件災害当日の賃金として、残業代も含め〇円が支払われているから、告示第52号第1号により、同金額の100分の73をもって平均賃金とすべきである旨主張している。しかしながら、行政実務においては、従前より、算定事由発生日は算定期間には含まないものとして取り扱われており、その取扱いは、決定書理由に説示するとおり、労働者災害補償保険制度の目的にかなった妥当なものであると判断されるから、請求人の主張を採用することはできない。

- (3) そうすると、請求人には、算定期間である本件災害以前1か月間には会社での就労実績がないことになるから、監督署長が、上記(2)のとおり、告示第52号第2号を適用して算定した本件処分に係る給付基礎日額については、当審査会としても、決定書理由第4の2(2)オに説示するとおり、誤りはなく、妥当なものであると判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。